



2. 外国人住民の 住民登録について

がいこくじん じゅうみん
 外国人住民の
 しみんか
 市民課 TEL:0942-30-9027

がいこくじん にほんじん おな じゅうみんひょう つく じゅうみんとうろく
 外国人も、日本人と同じように 住民票を作っ、* 住民登録をしなければなりません。
 じゅうみんとうろく
 住民登録を すると、く るめし の サービスを う けることが できます。 そして じゅうしょ す
 を しょうめい する 住民票 の 写し (コピー) を もらうことが できます。

じゅうみんとうろく
 * 住民登録：あなたや あなたの かぞく が、く るめし に す 住んでいることを しやくしょ し
 知らせること

■ 住民登録をする人

3 か月より 長く 日本に 住む人は、住民登録を しなければなりません。 でも かんこう にほん
 あそ 遊び) に 来た人は 住民登録を しません。

1. どんなき、市役所に* 届を出さなければなりませんか。

した ひょう の ①~④のときは、市役所に 届を出さなければなりません。

届は、あなたが 出します。 でも、あなたが できないときは、かわりの人が 出すことも でき
 ます。 かわりの 人が 届を出すときは、い にんじょう (あなたが かわりの人に お願いしたことが わ
 かる紙) を 持ってきてください。

* 届：市役所に あなたの じょうきょう が かわったことを 紙に 書いて 知らせること

【市役所の市民課で届が 必要な とき】

じょうきょう 状況	届の名前	いつまでに	も 持ってくるもの
① べつ の 市や まち から く るめし に ひっこ 久留米市に 引越 したとき	てん に ゆう と 届 転入届	く るめし に き た ひ 久留米市に 来た日 から 14日 の 間	てん しゅつ し ょう めい し ょ ・ 転出証明書 (前に 住んでいた ところの 市役所から もらいます) か マイナンバーカード ・ ざいりゅう ・ 在留カード か、 とくべつ えいじゅうしゃしやうめいしよ 特別永住者証明書
② く るめし なか 久留米市の中で ひっこ 引越したとき	てん きょ と 届 転居届	ひっこ した ひ から 引越した日から 14日 の 間	・ ざいりゅう ・ 在留カード か、 とくべつ えいじゅうしゃしやうめいしよ 特別永住者証明書 ・ マイナンバーカード
③ く るめし ほか 久留米市から 他の 市や まち に ひっこ 市や 町に 引越 すとき	てん しゅつ と 届 転出届	ひっこ す ひ の 引越す日の 14日 前 から 14日 後 まで	・ ざいりゅう ・ 在留カード か、 とくべつ えいじゅうしゃしやうめいしよ 特別永住者証明書 ・ マイナンバーカード
④ いっしょ に す か 一緒に 住む 家 ぞく や 家族 の 世帯 主が かわったとき	せたい 世帯 へんこう と 届 変更届	かわったときから 14日 の 間	・ ざいりゅう ・ 在留カード か、 とくべつ えいじゅうしゃしやうめいしよ 特別永住者証明書

2. マイナンバー制度と マイナンバーカードについて

にほん で じゅうみんとうろく を している 人は、 その人だけの ばんごう <マイナンバー> が あります。
 がいこくじん も じゅうみんとうろく を すると マイナンバーが できます。 ばんごう は、 12個の 数字です。 マ
 イナンバーは 市役所などで いろいろな てつづ 手続きを するときに つか 使います。

社会保険*や税金の書類を出すときも使います。はじめて日本にきた人は、市役所で転入届を出した後に、郵便でマイナンバーのお知らせが来ます。希望する人は、写真付きのマイナンバーカードを申し込むことができます。マイナンバーカードは身分証書として利用できるほか、住民票などの証明書をコンビニで取得することもできます。

*社会保険：あなたが毎日の生活で困ったときに国などが助ける制度です。

【マイナンバーカードをもらう人と、使うことができる期間】

もらう人	使うことができる期間
<ul style="list-style-type: none"> 永住者 高度専門職第2号 特別永住者 	20歳以上の人は10年間 19歳以下の人は5年間
<ul style="list-style-type: none"> 中長期在留者 一時庇護許可者 仮滞在許可者 など 	在留期間と 同じ期間

3. 住民票の写し(コピー)について

住民票は、「あなたがその場所に住んでいることを市役所が証明するもの」です。住民票には、「名前」、「誕生日」、「住所」、「久留米市に引っ越しした日」、「一緒に住んでいる人」などが書いてあります。それが紙になったのが、「住民票の写し」です。あなたが必要などきに、市役所からもらうことができます。もらうときは、お金がいりません。

4. 在留カードなどについて

在留カードは、あなたが日本にいて、いることができる最後の日(期限)を証明(ほかの人にわかるように)するカードです。在留資格で日本でできることが決まります。例えば、資格が「留学」だと勉強ができます。「就労」は、働くことができます。在留カードは、必ず持っていなければなりません。

① 特別永住者証明書

新しい特別永住者証明書を作るときは、市役所で手続きをします。わからないときは、市役所に相談してください。

② 在留カード

期限をすぎた在留カードで、市役所などの手続きはできません。新しい在留カードを作るときは、福岡出入国在留管理局へ行ってください。

■福岡出入国在留管理局

〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 3-5-25 TEL: 092-717-5420
 福岡第1法務総合庁舎 TEL092-717-5420